

令和８年度

一般競争入札による

市有地売払い案内書

入札申込書受付期間：令和８年 ９月１４日（月）から
令和８年１０月３０日（金）まで
午前９時００分～午後４時３０分（土日、祝日は除きます。）

入札日時：令和８年１１月１６日（月）午後１時３０分

入札場所：沼田市役所４階 防災会議室４０６

沼田市都市建設部建築住宅課

沼田市では、市有地を一般競争入札により売却します。一般競争入札とは、入札参加者が価格を競い合って、沼田市があらかじめ定めた金額（入札予定価格）以上で、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

入札においては、本売払い案内書を熟読のうえ参加してください。この入札に参加するためには、事前に申込が必要です。

1 対象土地

土地 番号	土地の所在地	地 目	面 積	入札予定価格
1	沼田市桜町字十三割1989番11	宅 地	212.00㎡	5,950,000円

※面積は 実測面積です。

※土地の詳細は、別紙「物件概要」をご覧ください。

2 一般競争入札に参加することができる者の資格

個人、法人を問わず入札に参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (4) (2)若しくは(3)に掲げる者から委託を受けた者、または(2)若しくは(3)に掲げる者の団体
- (5) 地方自治法第238条の3第1項に規定される公有財産に関する事務に従事する沼田市職員
- (6) 市税等の納付又は納入をしていない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 入札参加申込の方法等

- (1) 申込方法 持参（郵送又はFAX等によるものは受け付けできません。）
- (2) 申込期間 令和8年9月14日（月）から令和8年10月30日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（土日、祝日は除きます。）
- (3) 申込場所 沼田市下之町888番地
沼田市役所4階 建築住宅課住宅係
電話0278-23-2111 内線4113

4 入札参加申込時の提出書類等

入札参加者が法人の場合と個人の場合で提出書類が異なりますので、ご注意ください。

- (1) 個人で参加する場合
 - ①市有地売払い一般競争入札参加申込書
 - ②住民票の写し（3カ月以内に発行された原本）
 - ③印鑑登録証明書（3カ月以内に発行された原本）
 - ④市有地売払い一般競争入札誓約書

⑤市税完納証明書（３カ月以内に発行された原本）

(2) 法人で参加する場合

①市有地売払い一般競争入札参加申込書

②法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書（３カ月以内に発行された原本）

③法人代表者の印鑑証明書（３カ月以内に発行された原本）

④市有地売払い一般競争入札誓約書

⑤法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」（３カ月以内に発行された原本）

※(1)(2)ともに共有名義で申込む場合は、②③④⑤については全員分必要となります。

(3) 注意事項

①提出された書類等に事実と相違する記載があるときは、申込及び売払の決定は無効になります。

②提出された書類等は、お返ししません。

③提出された書類等による個人情報の取扱いについては、入札、契約締結、登記嘱託事務等、本来の目的を達成するために使用することとし、各担当課職員により、管理、処理します。

④申込者の方が、土地所有権移転登記名義人になります。申込者以外の方は、土地の所有権移転名義人になれません。夫婦等共有希望の場合は連名での申込となり、入札参加申込書に持分を記入していただきます。

⑤申込の受付をした後、申込書等の差替えまたは再提出はできませんので、ご注意ください。

⑥申込の件数については、お問い合わせいただいてもお答えできません。

5 一般競争入札の入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和８年１１月１６日（月）午後１時３０分

(2) 場 所

沼田市下之町８８８番地

沼田市役所４階 防災会議室４０６

(3) 入札の回数

予定価格を入札前に公表するため、入札の回数は１回とします。

(4) 入札保証金免除

(5) 契約保証金免除

6 一般競争入札時の提出書類等

(1) 入札書

(2) 実 印（共有名義の場合は全員の実印、法人の場合は代表者の実印）

（代理人が入札する場合は、代理人が使用する印鑑）

(3) 委任状

代理人が入札する場合や共有名義で代表者が入札を行う場合、委任状を提出してください。

7 一般競争入札の注意事項

- (1) 沼田市指定の書式以外の書面による入札は、無効となります。
- (2) 入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、提出してください。
- (3) 入札金額は、入札書に右詰で算用数字により表示し、金額の頭部に¥記号を記入してください。
- (4) 理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書替え、引替え又は撤回は認めません。

8 一般競争入札の無効

次に挙げる一般競争入札は無効とします。

- (1) 一般競争入札参加資格が無い者のした入札
- (2) 同一事項に対し、同時に2以上の入札をした者の入札
- (3) 一般競争入札に際し、不正のあった者のした入札
- (4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者のした入札
- (5) 金額を訂正し、又は記名押印を欠いた入札書による入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) その他一般競争入札に関する条件に違反した者のした入札

9 落札者の決定

沼田市契約規則第7条第2項の規定により定めた市の予定価格を上回る入札金額のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、「くじ」によって落札者を決定します。

10 売払条件

- (1) 土地代金は、納付期日までに全額を納付してください。分割納付はできません。13の「土地代金の納付方法等」をご覧ください。
- (2) 土地の買受人は、関係法令及び土地売買契約書の条項等を遵守してください。また、隣接地等の迷惑にならないように適切に管理するものとします。
- (3) 売買物件の引渡しの日から、次に該当する行為をすることはできません。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業への使用
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用
- (4) 土地は現状有姿のまま引渡します。
- (5) 地下埋設物の調査は行っていません。

11 入札参加申込者の資格審査

入札参加申込の受付後、書類審査に加えて、入札参加申込の方の実態調査や暴力団等でない旨の調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

12 売買契約の締結

(1) 契約締結時にご用意いただくもの

- ①契約書に貼付する収入印紙
契約金額に応じた金額となります。
- ②契約者の実印
- ③登録免許税にかかる収入印紙

(2) 契約締結期日

令和8年11月30日（月）が契約締結期日です。

(3) 契約における注意事項

契約締結期日の延期は、いかなる理由があろうとも認められません。また、落札者が定められた締結期日までに契約を締結しない場合は、当該落札は無効となりますので、ご注意ください。

13 土地代金の納付方法等

(1) 土地代金は、令和8年12月25日（金）までに納付してください。

(2) 土地代金は、沼田市が発行する納入通知書により納付していただきます。

なお、納入通知書は契約締結時にお渡しします。

(3) 土地代金の分割納付はできません。

(4) 納付期日までに土地代金が納付されない場合、当該契約は解除になりますので、十分ご注意ください。

14 所有権の移転等

(1) 売払い土地の所有権は、落札者が土地代金を納付された後に移転するものとします。

(2) 所有権移転登記の手続きは、市にて行います。

15 土地の引渡し

土地代金を納付し、所有権の移転登録完了と同時に引渡しが完了したものとします。

16 応札のない土地の取扱い

応札のない場合は、今回の入札と同一の条件で随時売払いしますので、お問い合わせください。

17 その他

本案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、沼田市財務規則、沼田市契約規則等の定めるところによって処理します。

【問い合わせ先】 〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地
沼田市役所都市建設部建築住宅課住宅係
電話0278-23-2111（内線4113）